

平成 30 年 11 月 22 日
原子力安全対策課
(3 0 - 4 0)
<12 時 00 分資料配付>

**「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定および
「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」の締結について**

関西電力株式会社 大飯発電所 1、2 号機が運転終了となったことを踏まえ、
本日、下記のとおり、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」の
改定を行うとともに、新たに「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」を締
結しましたので、お知らせします。

記

1 「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定

(1) 締結者

甲：福井県・おおい町 乙：関西電力株式会社（大飯発電所）

(2) 改定内容 添付資料 1のとおり

2 「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」の締結

(1) 締結者

甲：福井県・おおい町 乙：関西電力株式会社（大飯発電所）

(2) 締結内容 添付資料 2のとおり

問い合わせ先 福井県原子力安全対策課（担当：西岡、内園） 直通：0776-20-0315（内線：2360）

大飯発電所「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」 新旧比較表

(1 / 8)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」 福井県およびおおい町（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の設置および保守運営に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。 （「甲」の解釈と運用） 第 1 条 甲である福井県および敦賀市は、協議の上、一体となって本協定の運用にあたるものとする。 （関係諸法令等の遵守等） 第 2 条 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。 2 乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない。	<変更箇所のみ記載。_____は内容を変更した箇所> 福井県およびおおい町（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の設置、<u>保守運営および廃止措置</u>に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。 （「甲」の解釈と運用） 第 1 条（変更なし） （関係諸法令等の遵守等） 第 2 条 乙は、発電所の建設、<u>保守運営および廃止措置</u>に当たっては、周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。 2（変更なし）	○廃止措置に伴う安全確保の明記 ○関係する条文に「廃止措置」を追記

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
3 乙は、第 1 項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。 (1)安全管理体制の強化および品質保証活動（作業管理等を含む。）の展開 (2)新技術の開発および導入ならびに施設の改善 (3)教育訓練の充実 (4)高経年化対策の充実および強化 (5)請負事業者およびメーカーその他の関連事業者との技術情報の共有 (6)発電所従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減 (7)原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実 (8)環境保全対策 (計画に対する事前了解) 第 3 条 乙は、発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に甲の了解を得なければならない。 2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。	3 (変更なし) (計画に対する事前了解) 第 3 条 (変更なし) 2 (変更なし) <u>(廃止措置計画の事前連絡)</u> <u>第 3 条の 2 乙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に連絡しなければならない。</u>	○廃止措置計画の事前連絡の追加

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
(請負事業者の指導監督等) 第 4 条 乙は、請負事業者が行う教育訓練、放射線管理、品質保証活動、作業管理等について、請負事業者に対する指導および監督の徹底を図るとともに、請負事業者との的確な協力体制の構築を図らなければならない。 (輸送計画の事前連絡) 第 5 条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。 (平常時における連絡) 第 6 条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。 (1) 発電所建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営（試験運転を含む。）の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況	(請負事業者の指導監督等) 第 4 条 (変更なし) (輸送計画の事前連絡) 第 5 条 (変更なし) (平常時における連絡) 第 6 条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。 (1) 発電所建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営（試験運転を含む。）の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況 <u>(5) 原子炉施設の廃止措置の状況</u>	○ 廃止措置中の連絡文書の追加

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第 7 条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1) 非常事態が発生したとき。 (2) 非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。 (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5) 発電所に故障が発生したとき。 (6) 発電所敷地内において火災が発生したとき。 (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項	(異常時における連絡) 第 7 条 (変更なし)	

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
(立入調査等) 第 8 条 甲は、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第 1 項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。 (立入調査の同行) 第 9 条 甲は、前条第 1 項の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 前条第 3 項の規定は、前項に規定する者について準用する。	(立入調査等) 第 8 条 甲は、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営<u>および廃止措置</u>に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) (立入調査の同行) 第 9 条 甲は、前条第 1 項の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営<u>および廃止措置</u>に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 (変更なし)	○関係する条文に「廃止措置」を追記 ○関係する条文に「廃止措置」を追記

旧（平成 17 年 5 月 16 日改定）	新（平成 30 年 11 月 22 日改定）	備考
(適切な措置) 第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、国を通じ、または直接乙に対し、原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置を講ずることを求めることができる。 (1) 第 8 条第 1 項の規定による立入調査の結果、周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (2) 事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (3) 他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。	(適切な措置) 第 10 条（変更なし） 2（変更なし）	

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
(運転再開の協議) 第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、原子炉の運転の再開について、事前に甲と協議しなければならない。 (1) 第 10 条第 1 項の規定により、甲の求めに応じて原子炉の運転を停止したとき。 (2) 原子炉の運転を停止した事故において、国が事故調査のため特別に委員会等を設置したとき。 (損害の補償) 第 12 条 乙は、発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第 13 条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第 14 条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。	(運転再開の協議) 第 11 条 (変更なし) (損害の補償) 第 12 条 乙は、発電所の保守運営および<u>廃止措置</u>に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第 13 条 (変更なし) 2 (変更なし) (公衆への広報) 第 14 条 (変更なし)	○関係する条文に「廃止措置」を追記

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 30 年 11 月 22 日改定)	備 考
(連絡の方法) 第 15 条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第 3 条、第 5 条および第 6 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第 6 条第 3 号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) 第 7 条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第 16 条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。 (協定書の改定) 第 17 条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 (覚書) 第 18 条 この協定の施行に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。 (疑義または定めのない事項) 第 19 条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。	(連絡の方法) 第 15 条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第 3 条、<u>第 3 条の 2</u>、第 5 条および第 6 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第 6 条第 3 号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) (変更なし) (3) (変更なし) (連絡の発受信者) 第 16 条 (変更なし) (協定書の改定) 第 17 条 (変更なし) (覚書) 第 18 条 (変更なし) (疑義または定めのない事項) 第 19 条 (変更なし)	○第 3 条の 2 の追加に伴う変更

原子力発電所の廃止措置等に関する協定書

福井県およびおおい町（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の大飯発電所における原子炉施設の廃止措置について、当該廃止措置に係る特有の課題に適切に対処するとともに、当該原子炉施設の運転および廃止措置に係る一連の安全対策、環境保全対策および地域振興対策を継続的に実施するため、次のとおり協定する。

（廃止措置における乙の責務）

第1条 乙は、廃止措置については、その工程を明らかにし、安全かつ速やかに実行すること、およびこれに伴う環境の保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、廃止措置の実施に当たっては、立地地域に与える影響に鑑み、立地地域の振興と発展に最大限努めなければならない。

（廃止措置等に係る報告等）

第2条 乙は、廃止措置等の状況について、定期的にまたは甲の求めに応じて、遅滞なく甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告に関し、前条各項に定める責務に鑑み必要があると認めるときは、乙に対し、適切な対応を求めることができる。

3 乙は、前項の求めに関し、誠意をもって速やかな対応に努めなければならない。

4 乙は、甲に対し、廃止措置計画の工程に影響を与えるおそれのある事象が生じたときは、遅滞なく報告するものとする。

（廃止措置に伴う安全対策）

第3条 乙は、廃止措置に伴い発生する解体廃棄物、粉塵、廃液等の放射性廃棄物について、発生量の低減を図るとともに、汚染の除去、拡散または漏えいの防止等の安全対策を適切に講じなければならない。

2 乙は、放射性廃棄物の放射能汚染の程度に応じ、区分保管、減容等を実施するとともに、計画的な搬出を行う等適切に処理しなければならない。

3 乙は、前二項に定める措置を着実に実施するため、安全管理体制の充実強化に努めなければならない。

（廃止措置に伴う環境保全対策）

第4条 乙は、廃止措置に起因する大気または土壌の汚染、水質の

汚濁等の公害の防止に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物以外の廃棄物については、可能な限り再利用を進めるとともに、再利用が困難な場合は、産業廃棄物として適正に処分しなければならない。

(地域振興対策)

第5条 乙は、地元企業、大学、研究機関等と連携し、廃止措置に関する研究開発および人材育成に努めるものとする。

- 2 乙は、廃止措置に関連する企業、研究機関等の立地および誘致に積極的に努めるものとする。

- 3 乙は、廃止措置の工事に関する具体的な内容、実施時期等に関する計画を作成し、公表することにより、地元企業の発展および地元雇用の促進に努めるものとする。

(住民への理解活動)

第6条 乙は、廃止措置計画の内容および廃止措置の実施状況、安全対策、環境保全対策等について、地域住民の理解を深めるため継続的な広報活動に努めなければならない。

(協定書の改定)

第7条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第8条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。